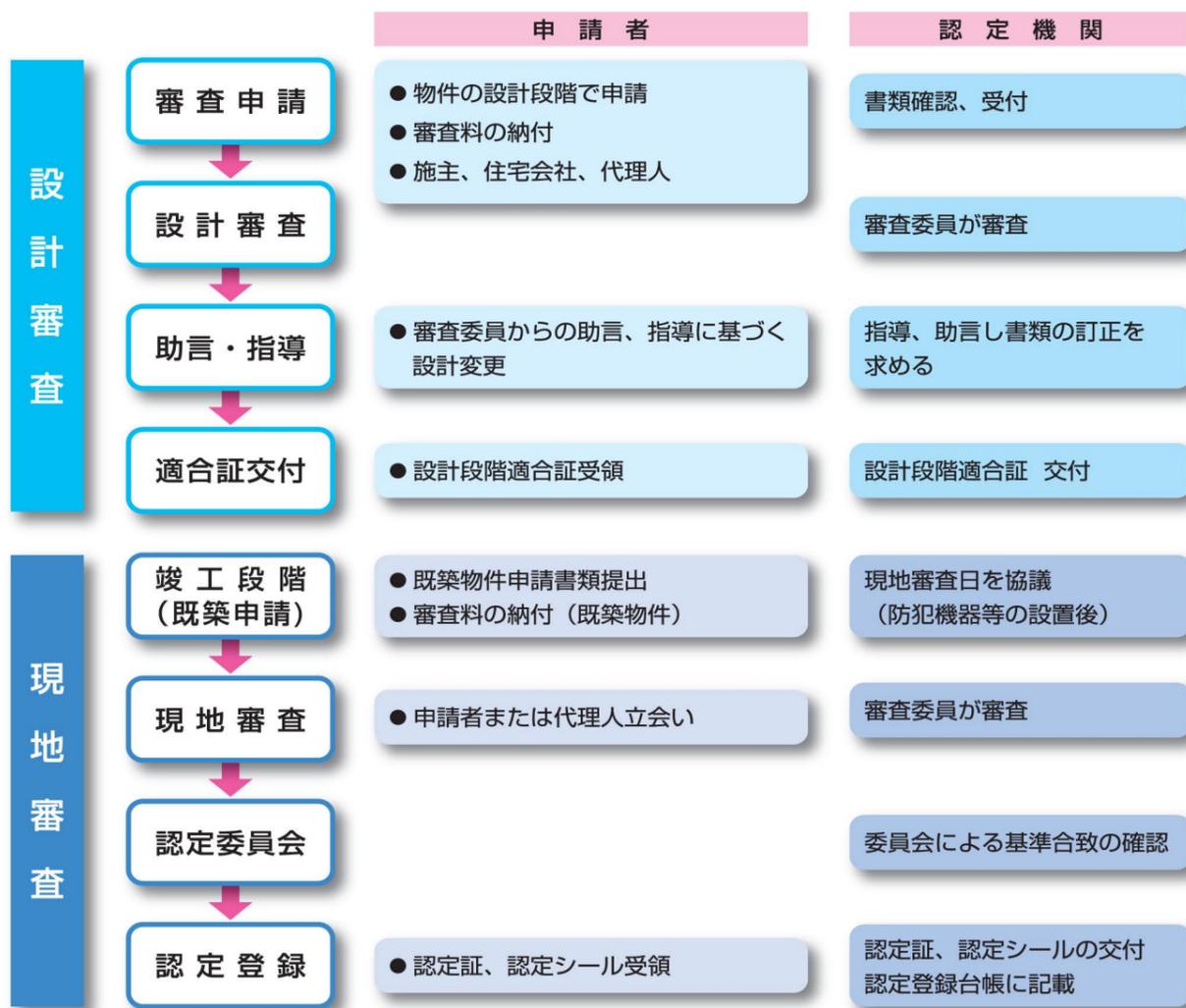


# 防犯優良戸建住宅 認定制度の流れ



・各種申請書類の作成には三重県防犯設備協会がお手伝い致しますのでご連絡ください。  
 ・現地審査には、申請者側の立ち合いが必要です。

## 申請窓口：三重県防犯協会連合会

### 申請に必要な書類

- 【認定申請】
1. 認定申請書 (ホームページからダウンロード)
  2. 認定に伴う同意書 (ホームページからダウンロード)
  3. 建築平面図、防犯機器の仕様書等 (ホームページの「申請書添付書類一覧表」参照)
  4. 認定基準チェック表 (ホームページからダウンロード)

【NPO法人 三重県防犯設備協会のホームページ】

<http://www.miebouhan.com/>

三防設

検索



●お問合せ先●  
**NPO法人 三重県防犯設備協会**

〒514-0131 三重県津市あのかつ台4丁目7-7 (三重電業(株)内)  
 TEL 059-232-0303 FAX 059-232-5586 E-mail info@miebouhan.com

三重県の安全・安心まちづくり

# 防犯優良戸建住宅

防犯性能の高い安全な住宅を認定する

# 認定制度のご案内



共同認定機関 / 公益社団法人 三重県防犯協会連合  
 NPO法人 三重県防犯設備協会  
 後援 / 三重県警察

## ★ 安心して暮らせる「防犯優良戸建住宅」の普及を目指して



私ども協会と三重県防犯設備協会による「防犯優良戸建住宅認定制度」は、犯罪被害に遭いにくい安全で安心な街づくりに貢献するため、将来に向かって防犯性能に優れた戸建住宅の普及を図ることを目的としています。

近年、犯罪の発生は減少傾向にあるものの、住宅への侵入犯罪は、相変わらず多数発生しています。また戸建住宅には、女性や高齢者の一人暮らしが増えてきており、平穏な家庭への忍び込み等の事案から身体犯や居直り強盗等に発展するケースも少なくありません。

さらに住宅への侵入方法も巧妙化しており、その状況に対抗するためには、鍵の増設など個別の対応ではなく、侵入経路やその手段を想定した総合的な防犯対策が必要です。

しかし、専門的な知識が少ない一般の方では、防犯性能を判断するのは難しく、そのことから専門的な知識を有する建築士の資格を持つ防犯設備士が客観的な目で審査する「防犯優良戸建住宅認定制度」により認定された戸建住宅の普及が望まれます。

認定されると「認定証」と「認定シール」が交付され、その認定シールを玄関等の屋外に掲示することで、犯罪被害リスクの低減やご家庭の安心感の醸成が期待できます。

また防犯性能の高い戸建住宅は、将来に向けて住まい選びのキーファクターとして、ますます優先順位が高くなると予想されています。

この機会に多くの県民の皆様へ、この「防犯優良戸建住宅認定制度」をご理解いただき、戸建住宅の防犯に関する意識を高めていただくとともに、本事業の普及にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人 三重県防犯協会連合会 専務理事 達村 信弘

## ★ 「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現を目指して

県内の刑法犯認知件数は、平成14年の47,600件をピークに年々減少傾向が続いており、令和元年は10,322件と戦後最少値を更新し、令和2年も引き続き減少傾向となっています。

しかしながら、令和2年5月に県が実施した「第9回みえ県民意識調査」で「犯罪や事故が少なく、安全に暮らせていると感じますか。」との質問に対して、約3割の方が「どちらかといえば感じない」「感じない」と回答するなど、未だ県民の不安を解消するには至っておりません。

この度、防犯優良戸建住宅認定制度が導入されることにより、地域コミュニティの希薄化を始め、高齢化 社会による独り暮らし世帯の増加など、様々な生活様式の変化による不安や心配が払拭され、一人でも多くの方が安心してお住まいになることを願っています。

三重県警察としましては、防犯優良戸建住宅が県内で広く普及し、定着化がなされるよう、後援という立場で広報などによる協力をさせていただきます。

県民の皆様にも本制度の主旨を御理解いただくとともに、「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現に御協力をお願い申し上げます。

三重県警察本部 生活安全企画課犯罪抑止対策室

### 防犯優良戸建住宅認定制度のねらい 住宅内での犯罪発生率が最も高い戸建住宅に対する犯罪発生防止

#### [狙われない・侵入されにくい防犯住宅]

**居住者** 住宅への侵入犯罪防止に対する高いニーズ  
子供、高齢者世帯の不安軽減

**住宅会社** 一般住宅に対し防犯性能の高さで差別化  
三重県のまちづくり条例の指針 \*をクリアした防犯住宅  
\*:三重県の条例（「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」）の指針（犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針）

安心して暮らせる住まい

## 防犯優良戸建住宅認定制度

### この制度の概要

最近の刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少傾向で、住宅への侵入犯罪も減少の傾向にあっても平穏な家庭生活の中で、住宅への侵入を伴う窃盗や性犯罪などの犯罪は継続して発生しております。

なかでも、アパート、マンション、戸建住宅の内、戸建住宅への侵入窃盗が約70%を占めており戸建住宅が突出して被害を受けております。

このことから戸建住宅への侵入を伴う犯罪防止のため、「安全で安心な三重のまちづくり条例」をクリアした 優れた防犯性能を備えている住宅を「防犯優良戸建住宅」として認定する制度で三重県警察が後援しています。

なお、認定を受けられる戸建住宅は、新築、既築を問いません。

共同認定機関	公益社団法人 三重県防犯協会連合会 NPO法人 三重県防犯設備協会
後援	三重県警察
対象物件	県内の全て（新築、既築）の戸建住宅
申請者	施主、住宅会社、代理人
認定シール	認定を受けた住宅に認定シールを交付
手数料	認定申請（新築・既築）… 40,000円（税込） （いずれも認定シール代含む）



認定シール

### 認定基準

#### ● 侵入されにくい構造・設備の完備

見通しの確保、夜間照度、玄関・勝手口の扉への優れた錠前、テレビ付インターホンの設置  
防犯ガラスまたはガラス破壊検知アラームの設置など

